

- 二、職員手當降家、退職手當降家を取引降家すること
る不當なるもの及び対して取引金庫を五當らす
- 一、職員手當取引降家すること、理由を以てその降金を取引降家すること、取引金の返り

取引金の返り
未取引の返り

取引金の返り
未取引の返り

來書六月廿四日 日 謝辞
六月廿五日
六月廿六日
六月廿七日
六月廿八日
六月廿九日
六月三十日
六月三十一日
六月三十二日
六月三十三日
六月三十四日
六月三十五日
六月三十六日
六月三十七日
六月三十八日
六月三十九日
六月四十日
六月四十一日
六月四十二日
六月四十三日
六月四十四日
六月四十五日
六月四十六日
六月四十七日
六月四十八日
六月四十九日
六月五十日
六月五十一日
六月五十二日
六月五十三日
六月五十四日
六月五十五日
六月五十六日
六月五十七日
六月五十八日
六月五十九日
六月六十日
六月六十一日
六月六十二日
六月六十三日
六月六十四日
六月六十五日
六月六十六日
六月六十七日
六月六十八日
六月六十九日
六月七十日
六月七十一日
六月七十二日
六月七十三日
六月七十四日
六月七十五日
六月七十六日
六月七十七日
六月七十八日
六月七十九日
六月八十日
六月八十一日
六月八十二日
六月八十三日
六月八十四日
六月八十五日
六月八十六日
六月八十七日
六月八十八日
六月八十九日
六月九十日
六月九十一日
六月九十二日
六月九十三日
六月九十四日
六月九十五日
六月九十六日
六月九十七日
六月九十八日
六月九十九日
六月百日

三、時間外労働には賃銀五割を増額すること
四、機械工場等の掃除は時間外に行はしむること
止むを得ざる場合は時間外労働と同一労働を支拂ふこと
五、夜業は絶對になさざることを
六、食事休憩中は運轉休止せしむること
七、工場内安全装置を完全にすること
八、傷害手當を制定すること
九、外用の自由を興へること
十、正統労働以外の労働をなさしめざることを
止むを得ざる場合は賃銀倍額支給すること
十一、工務鈴木喜一郎及門衛小原秀一を即時解雇すること
工務鈴木は従業員に何等の理由もなく危害を加ふる

とがある